

子ども・子育て支援事業計画等における 「量の見込み」の算出方法について

1 「量の見込み」算出の趣旨

子ども・子育て支援法第61条及び第62条において、市町村は国が示す基本指針に即して、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を作成することとされており、この計画には、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」、提供体制の「確保の内容」、「実施時期」について定めることとされている。

計画作成にあたっては、地域の特性や教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情等を踏まえて作成することが必要となるため、現在の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況を把握するとともに、保護者に対する利用希望把握調査（ニーズ調査）を行い、これらの結果等を活用し、量の見込みを算出し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

なお、量の見込みの算出の考え方については、計画策定期ごとに国から考え方の手引きが示され、全国共通で算出している。

2 全国共通で「量の見込み」を算出する事業

対象事業		対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所） ＜共働き家庭等＞	3～5歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育） ＜共働き家庭等＞	0歳、1歳、2歳
4	時間外保育事業（延長保育事業）	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・ファミリー）	0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園の在園児を対象とした一時預かり ・その他（子育て支援センター）	3～5歳
		0～5歳
9	病児・病後児保育事業	0～5歳、1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、 4～6年生
11	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

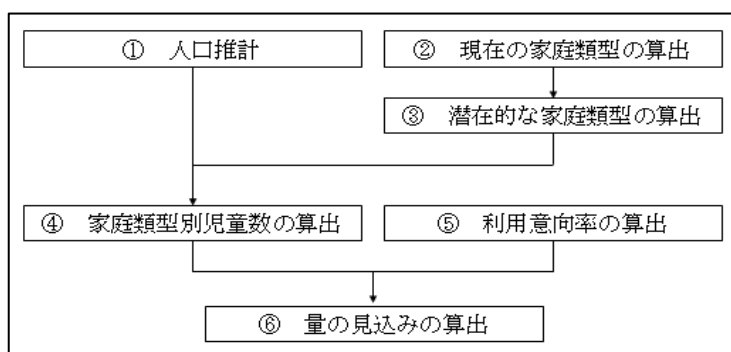
3 「量の見込み」算出の手順

(1) 量の見込みの算出の考え方

国が第一期の計画作成にあたって示した、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（平成26年1月）」を基本としつつ、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）（平成31年4月）」を改定する形で、自治体の実情に応じて、これまでどおり第一期手引きの内容をベースに対応可能であることを示しながらも、直近の議論や状況等を踏まえた諸般の改正や自治体の実情に応じて柔軟に対応が可能である点などを示した、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（令和6年3月）」を踏まえて算出することが望ましいとされており、その中で、利用希望把握調査（ニーズ調査）の結果を基礎データとして用いることとされている。

(2) 量の見込みの算出の流れ

- ① 人口推計
- ② 現在の家庭類型の算出
- ③ 潜在的な家庭類型の算出
- ④ 家庭類型別児童数の算出
- ⑤ 利用意向率等の算出
- ⑥ 量の見込みの算出



4 「量の見込み」具体的な算出方法

(1) 人口推計（推計児童数）

量の見込みを算出するにあたって、計画期間中（令和7～11年度）の各年における0～17歳の各歳別の人口推計が必要であり、その算出については、第一期の手引きにおいて、「地域行動計画策定の手引き」の「人口推計Ⅱ」（平成15年8月）を参照することとされており、基本的な考え方は次のとおり。

なお、幕別町においては、第一期、第二期は次のとおり算出している。

＜人口推計の基本的な考え方＞

ア 学齢期準備である4月1日時点での将来人口を推計することが望ましい。

イ 推計に使用する実績人口データは、住民基本台帳または国勢調査のいずれかによる。

なお、各データソースの特徴は下表のとおり。

	住民基本台帳	国勢調査
データの頻度	毎月ないし年数回	5年毎
データの時点	各月初あるいは各月末	10月1日時点
データの整理状況	各年齢別のデータ整理状況は市町村によって異なる	全市町村で各年齢別データが存在
外国人人口の扱い	含まない	含む

ウ 推計は、「コーホート変化率法※1」または「コーホート要因法※2」のいずれかの方法を推奨している。

※1 コーホート変化率法：各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

※2 コーホート要因法：各コーホートについて、自然増減（出生と死亡）及び純移動（転出入）という2つの人口変動要因それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法。

○ 幕別町における人口推計の方法

ア 第一期・・・平成7年、平成12年、平成17年、平成22年の国勢調査の人口から、コーホート変化率法により算出

イ 第二期・・・平成27年～平成31年の住民基本台帳の人口から、コーホート変化率法により算出

(2) 現在の家庭類型の算出

利用希望把握調査（ニーズ調査）の父母の有無と就労状況により、下表のとおり8つの家庭類型に分類する。

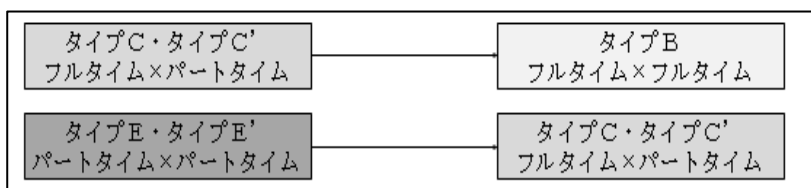
タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上+下限時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間：月下限時間未満+下限時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月120時間以上+下限時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間～120時間の一部）
タイプF	無業×無業

父親	母親	フルタイム (育休等含む)	パートタイム（育休等含む）			無業
			120時間以上	120時間未満・ 下限時間以上	下限時間未満	
	フルタイム (育休等含む)	タイプB	タイプC	タイプC'		タイプD
パート タイム (育休等含む)	120時間以上	タイプC	タイプE			
	120時間未満・ 下限時間以上	タイプC'	タイプE'			
	下限時間未満					
	無業	タイプD			タイプF	

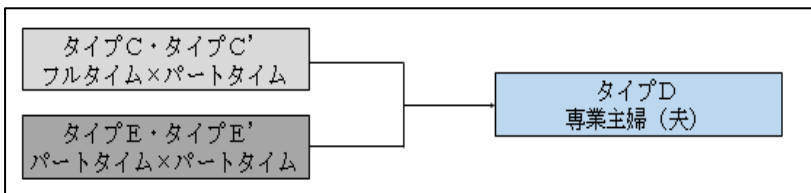
(3) 潜在的な家庭類型の算出

算出した現在の家庭類型から就労における転換意向を反映させ、潜在的な家庭類型を算出する。

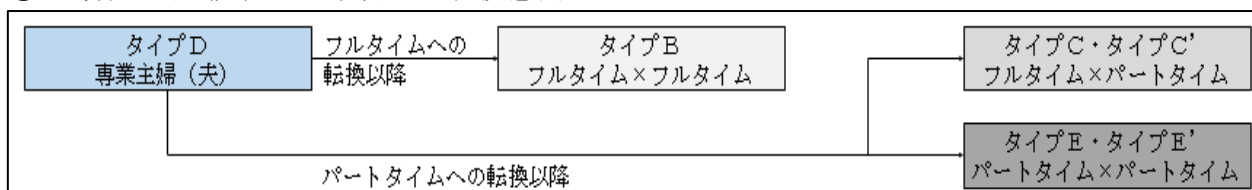
① パートタイムからフルタイムへの転換意向（実現できる見込みがある）



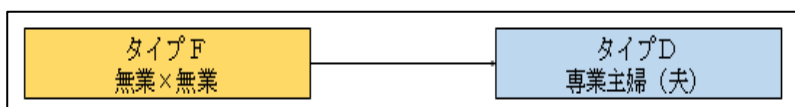
② パートタイムから専業主婦（夫）への転換意向



③ 専業主婦（夫）から就労への転換意向



④ 無業から就労への転換意向



(4) 家庭類型別児童数の算出

算出した「人口推計（推計児童数）」に「潜在的な家庭類型」の割合を乗じて家庭類型別児童数を算出する。

例) 令和7年度の3～5歳の推計児童数の算出

<推計児童数>	<潜在家庭類型（割合）>	<家庭類型別児童数>
令和7年度 (3～5歳) 500人	タイプA 4.5%	タイプA 23人
	タイプB 27.4%	タイプB 137人
	タイプC 12.9%	タイプC 65人
	タイプC' 18.2%	タイプC' 91人
	タイプD 36.0%	タイプD 180人
	タイプE 0.3%	タイプE 1人
	タイプE' 0.2%	タイプE' 1人
	タイプF 0.5%	タイプF 2人

(5) 利用意向率の算出

利用希望把握調査（ニーズ調査）から、対象事業における利用希望を把握できる質問の回答により、その割合等を次のとおり算出する。

なお、計画における量の見込みは今後の希望数を把握する必要があることから潜在的な家庭類型で算出する。

対象事業		対象児童 年齢	①対象となる家庭類型 ②利用意向率 ③利用意向日数（6～11のみ）
1	教育標準時間認定【1号認定】 （認定こども園及び幼稚園） <専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭>	3～5歳	①C'、D、E'、F ②平日に定期的に幼稚園、認定こども園を利用したいと回答した者の割合
2	保育認定①【2号認定】 （幼稚園） <共働きであるが幼稚園利用のみの家庭>	3～5歳	①A、B、C、E ②平日に定期的に幼稚園を利用していると回答した者の割合
	保育認定②【2号認定】 （認定こども園及び保育所） <共働き家庭等>	3～5歳	①A、B、C、E ②平日に定期的に幼稚園、保育所や保育事業等を利用したいと回答した者から教育の利用希望が強いものを除した者の割合
3	保育認定③【3号認定】 （認定こども園及び保育所＋地域型保育） <共働き家庭等>	0歳、 1歳、 2歳	①A、B、C、E ②平日に保育所や保育事業を利用したいと回答した者の割合
4	時間外保育事業 （延長保育事業）	0～5歳	①A、B、C、E ②平日に保育所や保育事業を利用したいと回答した者で利用希望終了時刻が18時以降と回答した者の割合
5	放課後児童健全育成事業	1～3年生、 4～6年生	①A、B、C、E ②放課後を学童保育所で過ごさせたいと回答した者の割合
6	子育て短期支援事業 （ショートステイ・ファミリー）	0～18歳 （0～5歳）	①全家庭類型 ②泊りがけの預け先としてショートステイあるいは仕方なく子どもだけ留守番させたと回答した者の割合 ③上記を選択した者の1年間の平均日数
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳	①全家庭類型 ②子育て支援センターを利用、あるいは今後利用したいと回答した者の割合 ③上記を選択した者の月あたりの平均利用回数

8	<p>一時預かり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園の在園児を対象とした一時預かり ・その他（子育て支援センター） 	<p>3～5歳 0～5歳</p>	<p><在園児（3～5歳）></p> <p>【1号認定による利用】</p> <p>①C'、D、E'、F</p> <p>②1号認定のうち、不定期事業の利用希望者の割合</p> <p>③上記を選択した者の1年間に利用したい日数</p> <p>【2号認定による利用】</p> <p>①A、B、C、E</p> <p>②1.0（100%）固定</p> <p>③2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者の1年間の就労日数</p> <p><0～5歳></p> <p>【上記以外】</p> <p>①全家庭類型</p> <p>②不定期事業の利用希望がある者の割合</p> <p>③上記の者の1年間に利用したい日数</p>
9	<p>病児・病後児保育事業</p>	<p>0～5歳、 1～6年生</p>	<p>①A、B、C、E</p> <p>②病気等で父母のどちらかが休んで対処した者のうち病児・病後児等の利用を希望する者と病児・病後児を利用した者、仕方なく子どもだけで留守番させた者を合計した割合</p> <p>③上記を選択した者の合計日数の総計を利用意向のある実人数で割った日数</p>
10	<p>子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)</p>	<p>0～5歳、 1～3年生、 4～6年生</p>	<p>①全家庭類型</p> <p>②放課後をファミリー・サポート・センターで過ごせたいと回答した者の割合</p> <p>③上記を選択した者の1年間に利用したい日数</p>
11	<p>利用者支援事業</p>	<p>0～5歳、 1～6年生</p>	<p>①全家庭類型</p> <p>※教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して、量の見込みを算出する。</p>

(6) 量の見込みの算出

「教育・保育の量の見込み」については、算出した家庭類型別児童数に利用意向率を乗じて算出し、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」については、同じく家庭類型別児童数に利用意向率または利用意向を乗じて算出する。

なお、算出した量の見込みについては、実績と合っていない場合や、育児休業の取得意向などの地域の実情を踏まえ、適切な数値を算出することとされている。

＜教育・保育の量の見込みの算出方法＞

例) 令和7年度の1号認定の量の見込みの算出

＜家庭類型別児童数＞		×	＜利用意向率＞		=	＜量の見込み＞	
家庭類型	推計児童数		利用意向率	事業量		合計	
タイプC'	91人		85%	77人	244人		
タイプD	180人		92%	166人			
タイプE'	1人		0%	0人			
タイプF	2人		50%	1人			

＜地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法＞

例) 令和7年度の幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（1号認定）の量の見込み算出

＜家庭類型別児童数＞		×	＜利用意向＞ (利用意向率×利用意向日数)		=	＜量の見込み＞	
家庭類型	推計児童数		利用意向率	利用意向日数		事業量	合計
タイプC'	91人		9%	20日	163人日	649人日	
タイプD	180人		18%	15日	486人日		
タイプE'	1人		0%	0日	0人日		
タイプF	2人		0%	0日	0人日		

(7) その他の事業

次の事業については、ニーズ調査の結果によらず推計することとされていることから、下記の算定方法により、量の見込みを算出する。

① 妊婦に対する健康調査

1人あたりの健診回数に見込まれる人数を乗じた回数で算出

② 乳児家庭全戸訪問事業

原則として生後4か月を迎えるまでの全ての乳児のいる家庭を対象とする事業であることから、推定児童数を基に算出

③ 養育支援訪問事業

例年の実施実績等を勘案し算出

※ 児童福祉法の改正に伴い、新たに設けられた「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」については、別添の資料（第三期手引き抜粋）のとおり算出する。